

# 子ども・子育て支援の基本目標と推進施策の評価

令和元年度 8月23日

津市健康福祉部子育て推進課



基本目標 1		子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
(1) 就学前の教育・保育環境の充実と学齢期への途切れのない支援						
就学前教育・保育環境の充実	すべての家庭の子どもが保護者や家庭の就労状況などにかかわらず、一体的な教育・保育と、子どもにとって重要な集団生活を受けられる環境の整備に取り組めます。	学校教育課、子育て推進課	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園の整備を進めた。	令和元年度末までに公立認定こども園5園、私立認定こども園15園が開設した。今後も、保育提供量の確保と、幼児教育における適正規模の確保、既存施設の有効利用等、就学前子どもの教育・保育環境における課題に対する解決を図るため、地域の現状とニーズを踏まえて幼保連携型認定こども園の整備等に取り組む必要がある。	5=達成した (100%超)	
質の高い教育・保育の提供	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業における保育・教育を通して、すべての子どもに人間形成の基盤となる心情・意欲・態度を育むため、一人一人の子どもの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供が行われるよう取り組みます。	学校教育課、子育て推進課	幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの発達や、保育者の援助の在り方等を表した「津市幼児教育・保育カリキュラム」の作成に公立の幼稚園及び保育所職員で取り組んだ。 また、公私立の幼稚園、保育所等の職員の研修機関である津市乳幼児教育推進協議会において、一人一人の子どもの内面理解や保育者の援助の在り方をテーマとした研修講座を毎年取り入れ、職員の資質向上を図ってきた。 さらに、公立園長会や公私立施設長連絡協議会などが主催する研修や公開保育、職員派遣研修、こども園職員の話し合いなどの機会を設けた。	カリキュラムの作成や研修講座の受講等により、幼稚園、保育所、認定こども園等における職員の資質向上が図られ、一人一人の子どもの育ちや学びを大切にす各園の日々の教育・保育の充実につながった。 また、幼稚園・保育園職員の相互派遣研修、保育の質を高めるための外部講師による研修会や公開保育、こども園職員で話し合う会等の実施により、幼保連携を含めた保育における有効な学びや、保育内容や行事、園運営などの実務における情報の共有ができ、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育に還元できた。 今後もさらなる充実に向けてカリキュラム検討や、現状に即したテーマでの研修会を工夫し継続実施していく必要がある。また、保育の実施と並行して職員が学ぶ機会を得るため、保育士等の十分な配置も必要である。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
就学前教育・保育から義務教育への円滑な接続	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業や、小学校、中学校において、乳幼児、児童、生徒の交流や職員の連携を通して、就学前教育から義務教育への円滑な接続を図ります。	学校教育課、子育て推進課	就学前教育から小学校教育への円滑な接続をめざして、近隣校・園間での職員相互参観や、児童・生徒の交流活動の充実を図った。また、毎年、公私立保幼小合同研修会を開催し、就学前教育から小学校教育への接続に係る講演会や、異校種の職員による話し合いや情報交換をした。 保幼小中間では、各中学校区において連携を進め、子どもの実態・生活課題の情報共有や実践交流会を行った。	研修会や交流等の取組を通して、就学前教育・保育施設の職員と小・中学校教員等が、互いの教育・保育や子どもについての共通理解を図りながら各校・園での実践を積み重ねていくことができた。また、保幼小交流では年長児と1年生の交流を中心に体験学習等を通して小学校就学への期待感につながるようにした。今後、保幼小の交流事業を継続して実施していくために、さらなる充実をめざした具体的な連携の在り方について、検討が必要と考える。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
職員の確保と研修	保育所、幼稚園、認定こども園等における職員の確保に努めるとともに、専門的な知識と技術を高めるための職員研修を実施し、一人一人の子どもの願いを聴き届ける職員としての資質の向上に努めます。	学校教育課、子育て推進課	幼稚園・保育所等において円滑な運営が行えるよう、教育・保育者養成大学等との連携や潜在保育士の職場復帰等の方策により職員の確保に努めた。 また、職員の資質向上に向けては、園内研修への指導主事派遣をはじめ、各種研修会の開催や、県内外の研究会等への参加を支援するなど、研修体制の充実を図ることに加え、子どもの主体の保育を行うため、園内研修を実施し、子どもの家庭環境や発達課題などの共有に努めた。	特に、全国的に保育士不足が課題となる中、三重県社会福祉協議会の保育士・保育所支援センターと連携し、保育士募集のチラシを配布したほか、潜在保育士の掘り起こしのため令和元年度には「潜在保育士職場復帰セミナー」を実施し、保育現場から離れている保育士資格所有者に保育の仕事の良さを伝える機会を設けるなど、職員の確保に努めた。 職員の資質向上のため、園内研修や職員会議を通じて利用者の希望の共有や保育の見直しの機会を設けるとともに、幼稚園等へは指導主事等の派遣により、園内研修の充実を図った。また、新規採用職員研修、園長研修、主任研修、中堅職員研修、資質向上研修等、それぞれの職員が職務や経験に応じた研修を積み重ねることで、それぞれの立場における専門性の習得につながった。今後も継続実施が必要と考える。 年度途中の職員の欠員等に備え、恒常的に職員の確保ができる体制が必要である。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
多様な保育サービスの提供体制の充実と質の向上	保護者の就労形態の多様化から、保育を受ける子どもが、安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育や休日保育、一時預かり事業など多様な保育サービスの提供できる体制の充実と質の向上に取り組めます。	子育て推進課	保育所や認定こども園において、通常の保育時間を超えて保育を行う「延長保育事業」や、保護者の冠婚葬祭や疾病等の理由により、一時的に保育が困難となった子どもを預かる「一時預かり事業」を実施した。また、日曜日、祝日、休日に、保護者の就労等のため保育を必要とする子どもに対し、通常保育に替えて「休日保育」を実施した。	【令和元年度時点】 延長保育事業(保育標準時間外)…私立保育所15園、公立保育所7園、私立こども園9園、公立こども園4園で実施 一時預かり事業…私立保育所6園、公立保育所7園、私立こども園3園、公立こども園4園で実施 公立保育所・こども園での一時預かり事業は余裕活用型のため、特に保育士不足の現在、一時預かりを受ける余裕がなく、ニーズに応えられていない現状がある。 休日保育…私立保育所1園で実施(定員6名程度) 保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応できるように、ニーズに応じた受け入れ枠の拡大を検討していく必要がある。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	

基本目標 1		子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
病児・病後児保育事業の拡大	病気やその回復期にあり幼稚園や保育所に登園できない子どもが安心して過ごすことができる病児・病後児保育事業の拡大に取り組みます。	子育て推進課	保護者が仕事や出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情で病気中や病気回復期にある子どもの保育が家庭で困難な場合、看護師や保育士などが専用施設で一時的に保育を行う、「病児・病後児保育事業」を行った。	従来より実施の市内中心部の病児保育施設1箇所に加えて、平成28年6月からは市内南部で病後児保育施設1箇所が開設され、市内2ヶ所で病児・病後児保育事業を実施した。また、市広報誌掲載のほか保育所等や放課後児童クラブ等へチラシを配布し、事業の周知を図った。 利用者の利便性等を勘案し、本市北部地域における事業実施箇所の増設に向け、病児・病後児保育事業を計画している新規民間事業者と実施に向けた協議を進めていく。	3=やや下回った (61%~80%以下)	
(2) 自己肯定感を育み、生きる力を培う教育の推進						
教育・保育の場での実践	教育・保育施設等において、乳幼児一人一人が自分や人を大切に思う豊かな心を育む教育を実践します。	学校教育課、子育て推進課	各幼稚園においては、子どもや保護者を対象とした絵本の読み聞かせや、人形劇・演奏会等の鑑賞の機会を取り入れ、子どもに豊かな心を育む指導の充実を図った。また、職員を対象として豊かな心を育む教育・保育をめざした絵本に係る研修会を開催した。 保育所等では、毎日の生活や遊びの中で、子ども達一人一人が友だちや保育士に受け入れられ、認められる経験を積めるよう、研修や公開保育に参加し、保育士の資質向上につとめた。また、保育記録や指導計画を通じて、園長・主任の指導を行った。	各園における絵本の読み聞かせや鑑賞の機会等の積み重ねにより、職員の資質向上が図られるとともに、一人一人を大切に、自尊感情や自己表現力等を培う教育実践につながった。今後も継続しての取組が必要と考える。 保育記録から、子どもを見るまなざしを学び、年々保育が向上していく職員が多く、記録を取ることが保育現場において重要な部分を占めるものの、職員不足が原因となり、書類作成の時間が十分に取れない事が課題である。また、保育士が子どもをゆったりと受け止め、認める為にも、保育士自身が認められ、心にゆとりをもった状態で保育を行えるよう配慮が必要である。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
	各中学校区の学校が一体となって保護者や地域と連携し、子どもの学力向上と学校生活への適応を図り、豊かな人間性や社会性を育てるための津市小中一貫教育の推進を図ります。	教育研究支援課、学校教育課、人権教育課	学力向上に向けての取組の一環として、各中学校区で保護者と連携しながら、家庭教育の充実、生活習慣の改善等を図った。 また、系統性・継続性をもった人権教育を進めていくため、中学校区人権教育カリキュラムに基づいた授業公開や教職員研修、子ども人権フォーラムを実施した。 津市小中一貫教育の推進に向けては、保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校等の職員による研修会や相互参観及び児童・生徒の交流等を行った。	各中学校区や各学校の実態に応じて、「家庭学習の手引き」や「ノーマディアデーの取組」「生活習慣読書活動チェックシート」等を活用し、保護者に啓発しながら取組を推進した。 すべての中学校区において、校区の実態や課題を共有化し、ともにその解決に向けて、授業やフォーラムでの子どもたちの姿を通して、カリキュラムの検証を行ったり、研修のテーマを検討したりするなど、校区内の連携が強化された。また、各中学校区における保幼小中の連携により、地域の実情や課題の共通理解を踏まえて各園の教育実践を行うことができた。 今後もこれらの取組を持続可能なものとしていくために、基盤となる組織体制の在り方や、すべての教職員が参加しやすい体制づくりを検討する必要がある。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
	各中学校区において、人権教育カリキュラムを作成し、日常的な取組に加え、人権の視点から生きる力と自己肯定感を育む教育を継続して行うことを支援します。	人権教育課	各中学校区において、校区内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の管理職と人権教育担当で組織する人権教育部会（人権教育校区連絡会）を中心に人権教育カリキュラムの作成・検証を行い、系統性・継続性のある人権教育の推進を図った。	すべての中学校区において、校区の実態や課題を共有化し、それらをふまえて校区としての「めざす子どもの姿」を設定し、その具現化に向けてカリキュラムに基づいた授業公開に取り組み、子どもの姿を通してカリキュラムの検証や見直しが進められている。今後は、カリキュラムが形骸化することのないよう、また持続可能な取り組みとなるよう支援していく必要がある。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	

基本目標 1		子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします			
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度
体験場の充実	子どもが自らの力で作り出すことで、達成感や自己肯定感を得ることができる体験場の充実を図ります。	こども支援課	平成27年度から子どもが大人の力を借りずに料理に取り組む体験教室を開催する団体に補助金を交付し、事業の実施を促進した。	条件を満たす団体が少なく、補助金の交付は毎年1～2団体にとどまった。実情と照らしながら、子どもが安心・安全な状況で体験に取り組むことができる場を地域住民が作っていけるよう今後も支援していく。	2=かなり下回った (41%～60%以下)
	子どもの自尊感情を育み、一人一人の自己実現をめざす人権学習として、出会い学習や参加体験型学習を積極的に活用できるよう支援します。	人権教育課	人権を尊重する態度や豊かな感性を育み、子どもたちが、互いをかけがえのない存在として認識し、それぞれの個性や価値観を認め合い、豊かに生活するために、各幼稚園や小学校、中学校、義務教育学校を対象として、様々な人権課題の解決に向けて活動している人や、人権が大切にされるまちづくりなどに取り組んでいる人との出会い学習を支援した。	多くの幼稚園や学校で、人権を尊重する態度や豊かな感性を育むために、出会い学習を積極的に取り入れながら人権教育を推進している。今後も各園・校が、そのような取組を大切にしていけるよう支援するとともに、講師の方に自らの生い立ちや経験を語っていただくことの重みを教職員がしっかりと考えながら取組を進めていく必要がある。	4=概ね達成した (81%～100%未満)
	子ども人権フォーラムを開催し、子ども自身が自他の権利について話し合い、理解を深めることを支援します。	人権教育課	各小中学校・義務教育学校の児童生徒が、自らの体験や経験、考え方や人権学習を通して学んだことなどの内容を意見交流し、仲間とのつながり確かめ合うとともに、人権を大切に生きる生き方を学び合うために、各中学校区単位で子ども人権フォーラムを実施した。	すべての中学校区で、人権フォーラムが実施され、単なる学習発表会ではなく、自らの経験などを基に設定したテーマに沿って話し合ったり、子ども実行委員会を組織してその企画や進行等も子どもたちが担ったりするなど、子どもたちが主体的に取り組む校区が増えてきた。今後も、フォーラムの意義が薄れ、取組が形骸化することがないように、子どもたちの姿を通して、日頃の学校の取組を検証するとともに、人権教育カリキュラムに示した「めざす姿」を見据えながら取組を進める必要がある。	4=概ね達成した (81%～100%未満)
	生徒の自主的な参加による中学校の部活動は、異年齢集団の活動により友情や連帯感、意欲の向上や責任感を涵養できる機会です。その活性化を図るため、スポーツ・文化エキスパート事業で指導者の派遣を行い支援します。	教育研究支援課	スポーツ・文化エキスパート事業として、希望する中・義務教育学校に、部活動及び武道授業における外部指導者を配置した。	スポーツ・文化エキスパート事業として昨年度に引き続き令和元年度も60名の外部指導者を配置した。運動部・文化部共に、外部指導者を効果的に活用した取組が進められたことから、今後も継続して外部指導者の配置に取り組んでいく。	5=達成した (100%超)
(3) 次世代の親の育成					
いのちの大切さを感じる取組	子どもが、自分の出生、人との出会い、愛され育ってきたこと等を学び、「いのち」の大切さ、自分を愛し大切に感じる気持ちを感じる機会をつくります。	教育研究支援課	生活科、特別の教科道徳において、自分自身の生活や成長を振り返ったり、いのちの大切さについて考えたりする授業を行った。	生活科では、児童が自分自身の生活や成長を見つめ直すことにより、自分自身の成長やそれを支えてくれた様々な人との関わりに気付くような授業を行ってきた。また、特別の教科道徳では、いのちの大切さについて考える授業を行い、全学年を通じて生命の尊さについて考えてきた。 今後も児童の発達段階に応じて、自他のいのちを大切に育てる子どもたちの育成に努めていく。	4=概ね達成した (81%～100%未満)
次世代の親の育成	多様な人々とのふれあいや、様々な活動、文化、自然などにふれあう機会を大切に、全ての子どもに次世代の親としての意識や生命への尊厳の意識の醸成を図ります。	学校教育課、 教育研究支援課	子どもたちに、命の大切さを伝えたり様々な人々たちのかかわりの機会を持たせたりする取組として、関係部局と連携を図りながら各幼稚園への講師派遣や取組事例の紹介等を行った。 小学校では、生活科、総合的な学習の時間、特別の教科道徳等において、さまざまな人と触れ合う交流活動や多様な人々の生き方を知り、自分の生き方を見つめる機会となる出会い学習等を行った。	生活科では、家族の中の一員として家庭内での自分の仕事を行うことを通して、家庭での役割分担の大切さや自分も家庭における大切な存在であることに気づいたり、様々な家庭の有り様について学ぶ学習を行ったりしてきた。総合的な学習の時間や保健体育では、産婦人科医をゲストティーチャーとして、生命の尊厳に気づくことのできる学習を行ってきた。 今後も、児童生徒の発達段階に応じて、子どもたちが次世代の親としての意識や、生命への尊厳、自己の生き方について意識を高めることのできるような取組を行っていく。	4=概ね達成した (81%～100%未満)
キャリア教育の推進	キャリア教育の推進を通して、自己の進路を選択・決定できる能力や望ましい職業観を育成します。また、中学校においては職場体験学習の更なる充実を図ります。	教育研究支援課	市内全中・義務教育学校において、3日間の職場体験学習を実施した。	学校、地域社会が一体となって地域ぐるみで職場体験活動を実施することができた。本活動を通して、生徒の個性の伸長や望ましい職業観、生きる力を育むことにつながり、地域社会においては、「地域の子どもは地域で育てる」という気運を高めることができていく。	5=達成した (100%超)

基本目標 1		子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人一人を大切にします																												
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度																									
(4) 子どもの居場所づくり																														
遊び場の充実	異年齢の子どもや子育て中の親子が、子育て広場や児童館を利用して育ち合うことができるよう、遊び場の充実を図ります。	こども支援課	市内に6つの児童館(公立5、民間1)があり、子どもが安全に遊べる場所を提供した。 各施設では、季節や利用者の年齢に応じた行事を実施した。	乳幼児から高校生まで幅広い年齢の子どもが利用し、また、イベントの開催により地域住民との交流の場となった。今後も地域全体で子育てを支援できるよう、児童館事業を継続していく。	4=概ね達成した (81%~100%未満)																									
仲間づくりの応援	親子が気軽に立ち寄ることができる施設を整備し、親子が心身をリフレッシュし、遊びながら仲間づくりをできる空間づくりに取り組みます。	こども支援課	平成27年4月にげいのうわんぱーくを開設し、晴雨を問わず子どもが体を動かして遊ぶことができる場を提供した。また、同施設内で子育て支援センターを開設し、子育ての相談に応じた。	開設後3年目に来館者数が10万人を超え、土日や雨の日でも無料で親子が過ごせる場として多くの人に利用された。今後も来館者が楽しんで利用できる工夫を重ねながら施設を運営していく。	5=達成した (100%超)																									
子ども会活動の支援	子どもが、生活する地域の中で、自主的で創意工夫ある活動をし、仲間づくりを実践していける「子ども会活動」の支援を行います。	生涯学習課	津市子ども会育成者連合会の活動、事業への補助を行いました。 地域での異年齢集団の遊びや体験を通じて個人の成長と集団の成長のための活動を実施・支援しました。	津市子ども会育成者連合会の活動を支援しました。 ・洋上教室 H30 154人、H29 131人、H28 137人、H27 105人 ・子ども会大会 H30 約150人、H29 約170人、H28 約160人、H27 約150人 ・さくらの写生展示会 H30 147作品、H29 161作品、H28 156作品、H27 162作品 小学校児童の減少に伴う子ども会加入者数の減少については、地域を問わず重大な課題です。特に都市部での未組織化は深刻な状況となっており、子ども会の再活性化につながる取組をさらに進めてまいります。	4=概ね達成した (81%~100%未満)																									
放課後児童クラブの運営支援	児童の放課後の安全が確保された「放課後児童クラブ」の運営を支援し、子どもが自身の居場所の確立と自立できる環境を支援します。	生涯学習課	放課後児童クラブへの支援は、国の基準に基づいて運営補助金を交付し、財政面の支援を行いました。	放課後児童クラブ運営等補助金として、60クラブ(公設民営45、民設民営15)に支援を行いました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総額</th> <th>運営費補助</th> <th>研修補助</th> <th>スポーツレクリエーション大会補助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>501,988千円</td> <td>510,597千円</td> <td>350千円</td> <td>41千円</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>451,824千円</td> <td>451,374千円</td> <td>350千円</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>354,966千円</td> <td>354,516千円</td> <td>350千円</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>286,588千円</td> <td>286,138千円</td> <td>350千円</td> <td>100千円</td> </tr> </tbody> </table> 放課後児童クラブの運営は、保護者の負担金と運営費補助金で賄われているため、クラブにとって運営費補助金は、支援員確保や安定的な運営維持のために欠かすことのできない財源になっており、運営補助金に係る予算の確保に取り組んでまいります。		総額	運営費補助	研修補助	スポーツレクリエーション大会補助	H30	501,988千円	510,597千円	350千円	41千円	H29	451,824千円	451,374千円	350千円	100千円	H28	354,966千円	354,516千円	350千円	100千円	H27	286,588千円	286,138千円	350千円	100千円	4=概ね達成した (81%~100%未満)
	総額	運営費補助	研修補助	スポーツレクリエーション大会補助																										
H30	501,988千円	510,597千円	350千円	41千円																										
H29	451,824千円	451,374千円	350千円	100千円																										
H28	354,966千円	354,516千円	350千円	100千円																										
H27	286,588千円	286,138千円	350千円	100千円																										
スポーツ少年団活動の支援	スポーツによる青少年の健全育成を目的とした「津市スポーツ少年団」の活動を支援し、子どもの心身の健やかな成長や地域社会に根差した交流を図ります。	スポーツ振興課	津市スポーツ少年団本部が実施する青少年健全育成を目的とするスポーツ大会、交流会及び指導者・リーダー育成事業並びに当該スポーツ少年団本部が参画する競技団体の大会等に対して支援を行い、スポーツ団体の活性化、青少年の健全育成及びスポーツ振興を図る。	津市スポーツ少年団本部に対して補助金を交付することにより、スポーツ団体の活性化、青少年の健全育成及びスポーツ振興を図ることができた。今後も、津市スポーツ少年団本部の活動を支援し、青少年の健全育成等に努める。	5=達成した (100%超)																									

基本目標2		すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
(1) 障がいのある子どもの支援						
適切で途切れのない支援の充実	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業から小学校、中学校において、障がいのある子どもが必要とする支援を継続して受けられる環境づくりに努めるとともに、保護者への個別支援を実施し、就学指導相談の実施等を通して途切れのない支援の充実を図ります。	学校教育課、子育て推進課、教育研究支援課、子ども支援課	障がいのある子どもの施設利用にあたっては、保護者との信頼関係の構築に努め、安心できる環境整備・支援体制づくりに取り組み、利用開始後は、障がいの特性に配慮した保育を行った。保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業から小学校、中学校への巡回相談や保護者面談を幅広く行い、必要とする支援を継続して受けられるよう情報共有を図り、途切れのない支援を行った。	就学前においては、保護者との信頼関係を築きながら、子育て相談に応じたり、専門機関に関する情報提供を行ったりなど、積極的な取り組みができてきている。また、保育所等では障がいのある子どもの特性に応じた保育を実施できるよう、園での発達検査を取り入れ、結果を保護者と共有し保育を行えたことで、保護者との共通理解も深まり、共に考えて支援していくことにつながることが出来た。就学相談を行った子どもについては、小学校入学後、学校サポーターを中心に各学校を巡回し、子どもの情報を適切に引き継ぐとともに、子どもたちに必要な助言や支援を行い、その後も、保幼小中の特別支援教育担当者が集まり、情報共有を行うことで、途切れのない支援に努めた。子ども支援課による巡回相談や保護者面談では、すべてのステージを対象に集団生活の場の観察や、保育士や教諭へのアドバイスを行うと同時に、保護者との面談等を通して、年齢による様々な発達に関する相談に対応している。しかし、障がいのある子どもの支援については個別の対応が重要で、一人ひとりの抱えている課題や背景も複雑になってきていることに加え、年々需要も増加している。対応する職員にも限りがあるため、希望するすべての子どもと保護者にタイムリーに対応するには、今後の体制のあり方が課題である。	4 =概ね達成した (81%~100%未満)	
職員の専門研修等	障がい児保育や指導に当たっては、子どもの発達に応じた支援ができるよう、職員への専門研修を実施するとともに、適切な職員配置を行います。	学校教育課、子育て推進課、教育研究支援課	毎年、職員を対象とした障がい児教育に関する研修会や事例検討を実施した。また、関係課と連携してCLM（個別の指導計画）、5歳児健診の実施と研修を行った。小学校以降の職員への専門研修としては、特別支援学級新担当者研修会や特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育支援員スキルアップ研修会等において、特別な配慮や支援の必要な児童生徒へのアセスメントや支援の仕方等の研修会を行った。また、「津市版 特別支援教育ハンドブック」を全学校に配付し、特別な教育課程についての考え方やすべての職員がこれまで以上に知識を得ることができるよう取り組んだ。	毎年、障がい児教育に関する研修会を実施し、職員の専門性の向上に取り組んだ。また、CLM（個別の指導計画）や5歳児健診を実施し、職員が子どもへの援助方法を学ぶ機会を持つことができた。とりわけ保育所等においては、保育士全体の障害児への理解を深めるため、小児精神科医師を講師に迎えての講演会や、障がい児担当保育士を対象に臨床心理士を講師に迎えての事例検討を実施した。障がい児保育指導員や保健師による巡回指導を実施し、新版K式発達検査も取り入れ、より具体的な支援を検討する等の資質向上を図った。医療的ケアを必要とする障がい児や、重度の障がい児の保育利用申請も増加しており、保育士だけでなく看護師等の医療職の配置を今後も積極的に行う必要がある。小学校以降においては、各中学校区で特別支援教育コーディネーターを中心に途切れのない支援体制を構築することに取り組んだ。自校や中学校区で取り組んでいこうとする意識は高まっていると思われるが、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターが交代した際、これまでの情報等が十分に引き継ぎがれていない事例もあり、継続して職員への周知徹底と体制整備に努める必要がある。	4 =概ね達成した (81%~100%未満)	
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある子どもに対し、日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、日中一時支援事業を行います。	障がい福祉課	日中における活動の場を提供することにより、障がいのある方の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。	関係機関と連携を行いつつ、障がいのある子どもの家族や関係者からの相談受付を行い、必要に応じて日中一時支援を利用することで、障がいのある子どもの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護を行っている家族の一時的な負担軽減を図ることができた。	4 =概ね達成した (81%~100%未満)	
児童発達支援事業	就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うため、児童発達支援事業を行います。	障がい福祉課	未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施する。	関係機関と連携を行いつつ、就学前の障がいのある子どもの家族や関係者からの相談受付を行い、必要に応じて児童発達支援を利用することで、就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことができた。	4 =概ね達成した (81%~100%未満)	

基本目標2		すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
放課後等デイサービス事業	学校に通っている障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所をつくるため、放課後等デイサービス事業を行います。	障がい福祉課	就学している障がい児を対象として、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練の実施や社会との交流の促進等を行う。	関係機関と連携を行いつつ、就学している障がいのある子どもの家族や関係者からの相談受付を行い、必要に応じて放課後等デイサービスを利用することで、就学している障がいのある子どもに対し、生活能力向上のための訓練などを行うことができた。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
放課後児童クラブへの障がい児支援補助事業	放課後児童クラブ運営費補助の中で、障がい児の受け入れに対する補助をします。	生涯学習課	放課後児童クラブにおいて、障がい児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための費用の助成を行った。 また、3人以上の障がい児を受け入れる場合に、障がい児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するための費用の助成を行った。	障がい児童受入クラブへの運営費補助金 H30 42クラブ(うち1~2人:29クラブ、3人以上 13クラブ) H29 42クラブ(うち1~2人:31クラブ、3人以上:11クラブ) H28 41クラブ(うち1~2人:30クラブ、3~4人:11クラブ) H27 37クラブ(うち1~2人:28クラブ、3~4人:8クラブ、5人以上:1クラブ) 障がい児受入ニーズが高まる中で、特別な支援を必要とする児童に対応し適切な指導をするための指導員を増員する必要があるが、増員に係る人件費が運営費の負担となっています。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
児童発達支援センター事業	児童発達支援センターでは、児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援の事業を展開し、地域の障がい児支援の核となるよう各関係機関との連携を図りながら取組を進めます。	こども支援課	児童発達支援センターにおいて、契約者に向け児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援の業務を行った。	児童発達支援センターをH27年4月に開所した。年々利用希望が増えており、児童発達支援や保育所等訪問支援は、年齢や状況に配慮しながら、できるだけ対応するように努めた。障害児相談支援においては、就学後も継続であり、当分の間、増加する一方となるため、対応策についての検討が必要である。また、地域の核となる取り組みについても進めていく必要がある。	3=やや下回った (61%~80%以下)	
専門機関との連携、支援	子どもの心身の発達に関わる医療機関、児童発達支援を行う事業所等をはじめ高度の専門的支援機関との連携のもと、ライフステージを通じた発達支援のニーズに対応します。	こども支援課	様々な発達相談の中で、必要に応じて医療機関等との連携を図り、状況や環境等に応じた支援を行った。	子どもの年齢や環境、発達の状況に応じて、医療機関への紹介や福祉サービス利用の勧めなどを行い、それぞれの関係機関と連携を図りながら、子どもに合わせた支援となるように努めた。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
途切れない一貫した支援体制	ライフステージに応じた途切れない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「津市障がい児等生活支援ファイル(はっぴいのーと)」を作成し、活用を図ります。	障がい福祉課	18歳以下の障がいのある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの保護者に、子どもの成育を記録する「はっぴいのーと」の配布を行う。	「津市障がい児等生活支援ファイル(はっぴいのーと)」の配布数実績 ・平成26年度 87冊 ・平成27年度 56冊 ・平成28年度 111冊 ・平成29年度 147冊 ・平成30年度 82冊	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
医療費の助成	障がいのある子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、医療費の助成を行います。	保険医療助成課	医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図りました。	平成30年9月診療分から未就学児の子ども医療費の市内医療機関での窓口無料化を実施、令和元年9月診療分からは対象医療機関を県内に拡大。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	

基本目標2		すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
(2) 支援が必要な子どもへの支援						
早期及び継続的な支援体制づくり	児童相談所との連携を密にし、虐待の早期発見を行います。また虐待を受けている子どもや養育力が低下している家庭の子どもについて、子どもの安全確保を第一に考え、関係機関が積極的に関わりを持って対応を行い、安全確保後は、子どもの心のケアを行い、親子関係の修復、家族の再生に向けて、継続的な家庭への支援を行います。	こども支援課	市が最初の相談窓口として状況の確認を行い、児童相談所と協議しながら支援方針を整理し、関係機関と連携して支援を行いました。	家庭児童相談の第一義的な窓口として、様々な相談や通告を受け、必要に応じて児童相談所に送致するなど、児童の安全を最優先に迅速かつ適切な対応に努めました。 また、支援が必要な家庭に対しては、引き続き、関係機関と連携し、適切なサービスにつなげていく。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
	居所不明児童及び児童虐待の早期発見に努めるため、関係機関の連携を図ります。	こども支援課、学校教育課、教育研究支援課	関係部署間で情報共有を密に行い、居住実態の把握や就学先の把握、児童虐待の早期発見に努めた。また、学校が児童虐待に気づいた時の通告ルートを一歩化し、必要に応じてケース会議を行った。	平時より乳幼児健診の受診状況や学校・幼稚園、保育所等への通学・通園状況等による情報を常に注視する中で、居住実態が把握できない児童(居所不明児童)については、児童虐待等の恐れがある要支援家庭として、訪問調査や出入国記録の照会等を行い、居住実態の把握に努めた。 また、学校において児童生徒の転入等の届出があった際に、就学先不明の児童生徒については、保護者に対し文書で児童生徒の就学先の確認を行うとともに、前住所地の教育委員会への確認や、当市の市民課に現況確認の依頼を行うなどし、関係機関と連携を図り、状況把握に努めた。居所不明児や就学先不明児には児童虐待のリスクがあるととらえ、今後も早期発見に努める必要がある。 学校に対しては、児童虐待気づきリストを配布して、虐待の早期発見に努めるように促すとともに、学校が児童虐待の疑いに気付いた際の通告ルート(学校→教育研究支援課→こども支援課→児童相談所)を一歩化した。ただし、生命の危険が感じられる場合には、学校から直接、児童相談所に通告する。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
	未熟児で出生した子どもに対し、必要に応じて養育医療の給付を行うとともに、早期に訪問指導を行い、必要な機関に繋ぐ等子どもの出生状況に応じた支援をしています。	健康づくり課	未熟児で出生した子どもに対し、医師の意見書により対象となった児には、養育医療の給付を行うとともに、保健師または助産師が早期に訪問指導を行い、子どもの出生状況及び保護者の子育ての様子に応じた支援をしました。また、必要に応じて適切な支援機関に繋がりました。	養育医療の給付件数：H27 91件 H28 94件 H29 99件 H30 95件 R1 95件(見込み) 未熟児訪問数：H27 135人 H28 134人 H29 181人 H30 170人 R1 176人(見込み) 養育医療の給付件数はほぼ横ばい、未熟児訪問数は平均して増えている状況にあるが、今後この件数が増えていかないよう、予防の手立てがあるのか等検証が必要である。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
外国につながる子どもへのコミュニケーション支援	外国につながる子どもとスムーズにコミュニケーションが図れるよう、保育所、幼稚園、小中学校における通訳・翻訳を支援します。	子育て推進課、人権教育課	子育て推進課では、通訳担当員を配置し、外国籍の児童の利用が多い保育所等について、配布物の翻訳や保護者の相談の通訳のほか、外国語での遊びなどを行った。 人権教育課では、外国人児童生徒通訳等巡回担当員を8名配置(ポルトガル語4名、スペイン語2名、タガログ語2名)し、外国につながる児童生徒や保護者への通訳や翻訳、初期適応や初期日本語指導を行った。	外国籍の児童が多く利用する園では、通訳担当員の訪問により、外国語版の絵本の読み聞かせや言葉遊びやゲームなどをし、それぞれの国の文化(言語や食文化など)の違いに気づくようにするとともに、お互いを認め合い、尊重する保育に心掛けた。また、通訳担当員1名を子育て推進課に配置し、外国籍保護者等の相談業務の補助や、園だよりや課の各種通知物の翻訳を行ってきたが、平成31年度にはこども園に常駐する通訳担当員1名を増員し、よりきめ細かなフォローが行えるよう体制を整えた。 人権教育課に配置の通訳等巡回担当員についても、外国につながる子どもたちが安心して園・学校に通えるように支援し、教育を受ける権利を保障するとともに、保護者に日本の学校の情報を届けるなど、園・学校と家庭をつなぐ役割を果たしている。今後も支援を継続するとともに、外国につながる子どもたちや保護者の増加、多言語化している状況に対応できるよう、大学や国際交流協会等の関係機関との連携をより一層強めていく必要がある。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
外国につながる子どもへの就学・進学支援	外国につながる子どもに対して、初期日本語指導の充実やわかりやすい授業の工夫等を研究し、学力を向上させ、進路が選択できる力をつけるための実践を支援します。	人権教育課	日本語が話せない転入外国人児童生徒に対して、初期日本語教室「きずな」及び「きずな」へ通室することができない児童生徒を対象として在籍校で開設する「移動きずな」教室において、初期日本語指導を行った。 また、市内のどの学校に転入してきても、その児童生徒の進路を保障するために、すべての学校に日本語教育担当者を位置づけ、担当者を対象とする研修会を継続的に実施した。	外国につながる児童生徒が年々増加する中、「きずな」「移動きずな」での初期日本語指導に対するニーズは高く、それに応えていくために、多くの市民ボランティアに協力いただいている(H30末までに221名が卒室)(ボランティア登録 約80名)。 日本語教育担当者を対象とした研修では、受け身的な研修だけでなく、授業などを参観し合い、一斉授業における工夫について具体的に学び合っている。 今後は、市民ボランティアの拡大を図るとともに、わかりやすい授業の工夫を研究し、子どもたちが義務教育終了後も学び続ける力を育む必要がある。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	

基本目標2		すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
(3) 支援が必要な家庭への支援						
家庭での子育て支援体制の充実	子育てのお手伝いが必要な方の要望に応じてお手伝いができる方を紹介し、相互の信頼と了解のうえで一時的に子どもを預けることができるファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域支援力の向上に取り組みます。また、当事業を必要とする家庭がサービスを利用できるよう、積極的な広報活動を行います。	こども支援課	津市ファミリー・サポート・センターを設置し、育児に係る相互援助活動の調整を行っています。また、ファミリーサポートセンター事業を広く周知し、提供会員の拡充に努め、子育て家庭のニーズに応じ、事業の充実を図りました。	支援の内容(質)の向上を意識し、提供会員に向けて研修等を実施することにより、課題や改善点についての協議・検討を行っています。また、提供会員の確保に向けて、広報津への記事掲載や独自の広報誌作成のほか、特に会員数の少ない地域への養成講座受講者募集チラシの配布等、制度の周知のため今後も広報活動を行っていきます。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
	育児が困難な家庭に対して、定期的な訪問を行いながら、養育環境の維持、改善に取り組みます。	こども支援課	支援が必要な家庭の子育ての不安などを軽減し、家庭の安定を図るため、養育支援訪問や、保育所や学校でのモニター事業を行い、養育の支援を行いました。	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭の孤立化を防止し、育児不安の軽減を図ることができた。また、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、適切なサービスを提供することにより児童虐待を未然に防止することに努めました。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
養育困難時の支援制度の取組	保護者の病気・出産、冠婚葬祭、出張や家族の病気などの介護、育児不安等により、家庭で一時的に子どもの養育が困難になったときに、児童養護施設等で子どもを預かることで、育児支援に取り組みます。虐待の未然防止の観点からも、児童相談所の一時保護との連携など、積極的な制度運用を図ります。	こども支援課	家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時に、児童養護施設等で子どもを預かる子育て支援短期利用事業(ショートステイ)を実施しました。	平素の養育相談等の機会を通して、当事業の利用が効果的と思われる潜在的な要支援者を早期に発見し、サービス提供に繋がるよう努めました。また、保護者の病気・出産、家族の病気の看護等、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった際に保護者が利用できるよう、市民に広く事業周知を図るため、市ホームページや関連する冊子への掲載の他、こども支援課相談窓口や関係機関を通じて、今後も事業案内を実施します。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
外国につながる子どもの保護者への就学・進学支援	外国につながる保護者を対象として、ガイダンスを実施し、就学や進学に対する理解を図ります。	人権教育課	日本の学校への不安や悩みを解消するため、外国人児童生徒や保護者を対象に、「就学ガイダンス」や「高校進学ガイダンス」、「転入学ガイダンス」及び「大学見学ツアー」を実施した。	各ガイダンス等に参加した児童生徒や保護者からは、不安や悩みを解消することができ、学校のイメージや進路について具体的にイメージできたという声をもらっている。年々、参加者も増え、高校進学ガイダンスについては、毎回、100名を超える参加希望がある。また、就学ガイダンスについては、11の幼稚園・保育園で実施した。さらに、大学の先生をアドバイザーに、県教育委員会や校長会等が参画した実行委員会を組織し、ガイダンスの企画・運営に取り組み、多くの高等学校にも協力をいただけるようになってきた。今後も、学校や園の協力を得ながら、必要な人に必要な情報が届けられるよう、さらに取組を継続していく必要がある。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
外国につながる子どもの保護者への支援	外国人の保護者も安心して妊娠・出産・子育てができるよう各種サービス利用についての多言語情報提供に努めます。	市民交流課	ポルトガル語、スペイン語、英語の通訳員による、外国人住民に対する窓口対応や、外国人住民向けの広報誌「ニュースレター」での多言語情報提供の取り組みを進めました。	外国人住民の数は年々増加してきていることから、外国人住民からの相談も年々増加してきています。また、相談内容についても多様化してきており、相談内容に応じ、各担当課へ通訳員が同行し、外国人住民への適切な情報提供が可能となるよう取り組みを進めました。今後も外国人住民の増加や出身国の多様化に関する状況を踏まえ、外国人住民への多言語による情報提供の機能の充実等に取り組んでいきます。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
(4) 子どもの悩みや不安、心の問題への対応の充実						
学校における相談体制の整備	スクールカウンセラーを全小中学校に配置し、カウンセリングにより、子どもの心のケアを行います。	教育研究支援課	市内全小・中・義務教育学校に県費及び市費のスクールカウンセラーを配置することができた。	スクールカウンセラーの配置により、子どもたちへの心のケアはもちろん、子どもへの接し方等で悩む保護者へアドバイスを行うことができた。また、学校のニーズに応じて、スクールカウンセラーを緊急派遣し、支援を行うことができた。	5=達成した (100%超)	
	学校生活への不適応や友人関係等に悩む児童生徒が、気軽に話することができる相談員を、必要とする小中学校に配置し、いじめ等の早期発見を行います。	教育研究支援課	平成27年度から28年度はスマイルハートサポーターとして、平成29年度からは学級支援サポーターとして、市内の小中学校31校に配置することができた。	サポーターが子どもたちの悩み相談等の話を聞いたり、学習活動を支援したりするなど、学校の指導体制の充実を図ることができた。現在も学校生活への不適応や、友人関係や学習等に悩む子どもたちがいることから、学校のニーズに応じて配置をしていく。	5=達成した (100%超)	

基本目標2		すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします			
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度
支援・相談体制の整備	青少年とその保護者を対象とした「青少年悩み事相談」を開設し、個々の悩みや問題の相談に応じます。	生涯学習課	電話相談（24時間体制）、面接相談及びメール相談を実施しました。また、中央青少年育成指導員委嘱式及び地区青少年指導員委嘱式等を通して、啓発リーフレットの配付を行いました。	相談件数 H30 38件（面接相談3件、電話相談30件、メール相談5件） H29 46件（面接相談6件、電話相談36件、メール相談4件） H28 16件（面接相談3件、電話相談11件、メール相談2件） H27 43件（面接相談5件、電話相談35件、メール相談3件） お困りの子ども・保護者への更なる周知に努めます。	4＝概ね達成した (81%～100%未満)
(5) ひとり親家庭への支援の充実					
経済的支援制度の周知	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援制度について、一層の周知を図ります。	こども支援課	児童扶養手当や児童援護金の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の利用を通じ、一人親家庭等に対するそれぞれの状況に応じた経済的支援を実施しました。	市ホームページで制度の周知を図るとともに、一人親家庭への各種支援策を掲載した「一人親家庭のしおり」を作成し、市窓口等で配布し、各種支援サービスの利用促進を図りました。	4＝概ね達成した (81%～100%未満)
就業支援	母子家庭自立支援プログラム、高等職業訓練促進給付金等の就業支援について、案内の強化を図ります。	こども支援課	就業経験が十分でない一人親家庭の母又は父に対し、自立支援プログラムを策定してハローワークと連携した就業支援を実施しました。また、就職に有利な資格取得のための高等職業訓練促進給付金等の支給を通じ、生活基盤の安定化に取り組みました。	児童扶養手当新規認定時や現況届時に制度の周知を図るとともに、「一人親家庭支援メールマガジン」を発行して、定期的に制度案内を実施しました。	4＝概ね達成した (81%～100%未満)
子どもへの学習支援	経済的・時間的な余裕のないひとり親の代わりに、家庭教師の派遣等の学習支援を行います。	こども支援課	経済的な事情等により学習環境に恵まれない一人親家庭の児童に対して、学習指導や進学・進路相談の支援を民間事業者への業務委託により実施しました。	平成27年度から事業実施し、平成30年度は定員を上回る応募があったため、令和元年度から定員を増やし、より多くの児童が受講できる環境を整えました。	4＝概ね達成した (81%～100%未満)
子どもへの就学援助	ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を保障するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援等を行います。	学校教育課	学校教育法の規定に基づき、児童生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施を図るため、義務教育に必要な経費の負担が困難な児童生徒の保護者に必要な援助を行った。	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の援助を行うことにより、保護者の経済的負担を減らし、義務教育の円滑な実施を行うことができた。また、新入学用品準備金として、入学前支給することができた。	5＝達成した (100%超)
安定した生活を支援する住宅の優遇措置	ひとり親家庭が安心して暮らせる住宅を保障するため、必要に応じて市営住宅への優先抽選を行い、生活の安定を支援します。また、県とも連携しながら公営住宅の抽選時の優遇、家賃の算定措置について検討します。	市営住宅課	ひとり親家庭の生活の場を確保するため、年4回の入居者定期募集の際、募集住宅に優先抽選対象住宅がある場合、20歳未満の子と同居し扶養している母子世帯及び父子世帯などを優先抽選対象者とし、一般住宅の抽選に先立ち、優先抽選対象者のみで優先抽選対象住宅の抽選をし、これに落選した場合は、一般住宅の抽選に参加可能とした。 また、家賃の算定措置については、市営住宅の家賃算定に係る「寡婦（夫）控除」において「非婚の母（父）」に対しては適用されないため、「津市営住宅等の家賃及び敷金の減免又は徴収猶予に関する要綱」の一部を改正し、非婚の母（父）について、「みなし寡婦（夫）控除」を用いて算定した家賃と本来の家賃との差額を減免することにより、寡婦（夫）と非婚の母（父）の格差を是正できるように取り組んだ。	優先抽選申込件数 H27年度（7件）・H28年度（12件）・H28年度（18件）・H29年度（2件） 合計39件 「津市営住宅等の家賃及び敷金の減免又は徴収猶予に関する要綱」の一部改正（平成27年4月1日施行）	5＝達成した (100%超)
	多子世帯や若者世帯など、子育て家庭の居住ニーズの多様化に対応した住宅の供給を検討します。	市営住宅課	安心して子どもを産み育てることができる居住環境については、市営住宅の既存ストックの中から住宅供給に努めている。また、今後の民間賃貸住宅ストックの活用による効率的かつ効果的な住宅供給の方向性について、検討を行っている。	市営住宅の既存ストックの中からの住宅供給に努めており、部屋数の多い住宅については、一般世帯（生計を一にする家族世帯）限定の住宅として募集を行うことができた。	4＝概ね達成した (81%～100%未満)
医療費の助成	ひとり親家庭等の生活の安定や経済的負担の軽減のため、医療費の助成を行います。	保険医療助成課	医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図りました。	平成30年9月診療分から未就学児の子ども医療費の市内医療機関での窓口無料化を実施、令和元年9月診療分からは対象医療機関を県内に拡大。	4＝概ね達成した (81%～100%未満)

基本目標3		子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れない子育て支援をします				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
(1) 妊娠・出産から子育てへと途切れない支援						
利用者支援事業の充実	子どもへの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業などに関して、地域子育て支援センターに配置したコーディネーターによる利用者支援の充実に取り組みます。	子育て推進課	公立の地域子育て支援センターに、幼稚園又は保育所等の園長経験のある有資格者を利用者支援コーディネーターとして配置し、子育てに関する相談業務や就学前教育・保育施設等の利用に関する相談業務などを行った。	子育てに関する相談内容に応じて、保健センターやこども支援課、就学前施設などの各関係機関と連携を図りつつ、案内や接続を行った。また、就学前教育・保育施設の利用にあたっては、適切な施設を選択するための情報提供や利用申し込み手続きについてもアドバイスを行った。各支援センターの連携については、利用者支援コーディネーターが中心となり研修会を実施し、センター同士の情報共有や連携を深めた。平成30年度には研修内容を取りまとめた子育て支援センター運営マニュアルを完成させた。 また、保健センターとの機能連携により子育て世代包括支援センター事業を実施しており、今後も連携を強めていく必要がある。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
妊娠・出産期の育児支援	母子健康手帳交付時の保健指導、妊婦健診、妊婦教室等により妊婦が安心して妊娠期を過ごせ、出産が迎えられるよう支援します。また、産後不安がある妊産婦には、母子保健相談事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業を組み合わせ、産後早期の育児支援を行います。	健康づくり課	母子健康手帳交付時に、保健師等により、一人ひとりの妊婦に応じた健やか応援プランをたて、妊婦健診、妊婦教室・相談等により妊婦が安心して妊娠期を過ごせ、出産が迎えられるよう切れ目ない支援(利用者支援事業)を行いました。 また、産後不安がある妊産婦には、母子保健相談事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業を組み合わせ、産後早期の育児支援を行いました。	妊娠届出数：H27 2,159人 H28 2,104人 H29 2,092人 H30 1,970人 R1 2,000人(見込み) 妊婦健診受診数：H27 26,391人 H28 25,001人 H29 25,063人 H30 24,651人 R1 25,189人(見込み) 産前産後サポート事業延件数：H27 11人 H28 7人 H29 17人 H30 6人 R1 21人(見込み) 産後ケア延利用日数:H27 83日 H28 52日 H29 78日 H30 55日 R1 98日(見込み) 産後の支援者がいない場合やうつ等の発症等産後の課題があることから、早期に把握して関わり適切な支援をしていくことが必要である。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
赤ちゃん訪問	出生後、全戸に赤ちゃん訪問を実施し、子どもの発育状況の確認と母親の心身の健康状態や育児の様子を把握し、状況に応じた支援を行います。	健康づくり課	出生後、全戸に赤ちゃん訪問を実施し、子どもの発育状況の確認と母親の心身の健康状態や育児の様子を把握し、状況に応じた支援を行いました。	赤ちゃん訪問件数：:H27 2,057人 H28 1,958人 H29 1,941人 H30 1,890人 R1 1,970人(見込み) 赤ちゃん訪問対象者の中で、不在や拒否等で会えない家庭もあることから、できるだけ全戸に訪問できるよう取り組んでいく必要がある。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
乳幼児期の育児支援	乳幼児を対象とした健康診査により、発育発達の確認と必要な支援を行うとともに、感染症を予防するため予防接種を実施します。また、健康相談や育児教室により育児や子どもの健康に関する情報提供を行います。	健康づくり課	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査により、発育発達の確認と必要に応じ、継続した支援を行いました。また、健康相談や育児教室により育児や子どもの健康に関する情報提供を行いました。さらに、感染症を予防するため、協力医療機関で予防接種を実施しました。	4か月児健診受診数:H27 2,096人 H28 2,073人 H29 2,021人 H30 2,008人 R1 2,110人(見込み) 10か月児健診受診数:H27 2,011人 H28 1,991人 H29 1,940人 H30 1,922人 R1 1,838人(見込み) 1歳6か月児健診受診数H27 2,150人 H28 2,142人 H29 2,119人 H30 2,038人 R1 2,062人(見込み) 3歳児健診受診数H27 2,252人 H28 2,290人 H29 2,128人 H30 2,169人 R1 2,116人(見込み) 各健診とも未受診者に対する勧奨をしているが、引き続き未受診者減少に向けた取組が必要である。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
身近な相談体制づくり	訪問や教室、子育て広場等を通して、地域の身近な相談役としての母子保健推進員活動を充実します。	健康づくり課	母子保健推進員が赤ちゃん訪問や妊婦・育児教室、子育て広場等を通して、各地域で身近な相談役として活動しました。	母子保健推進員活動 訪問数：H27 958人 H28 858人 H29 784人 H30 787人 R1 812人(見込み) 教室協力者数：H27 492人 H28 437人 H29 430人 H30 402人 R1 564人(見込み) 母子保健推進員を知っている人が62.3% (「H30津市子ども子育て支援に関するアンケートから」)であることから、今後も活動について周知していく必要がある。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
妊娠・出産・育児期を通じた包括的・継続的な支援体制づくり	関係機関と連携し、地域の様々なサポートを受けながら子育て・親育ちができる支援を行い、安心して妊娠・出産・育児期が出来る体制づくりを目指します。	健康づくり課	庁内関係部署や子育て支援センター、医療機関や助産所等関係機関と連携により、安心して妊娠期を過ごし、出産が迎えられるとともに、地域の様々なサポートを受けながら子育てできるよう切れ目ない支援の体制づくりを図りました。	津保健所及び産科・小児科医療機関や助産所等とのネットワーク会議の開催(年2回)、主任児童委員との意見交換会(年1回)等により、地域の課題や現状を共有しながら、安心して子育てできるサポート体制づくりを図っているが、今後も継続した取組が必要である。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	

基本目標3		子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れない子育て支援をします				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
妊産婦のための医療費助成	子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、津市独自事業として、妊娠5ヶ月以上の妊産婦に対する医療費の助成を行います。	保険医療助成課	妊産婦の医療費の一部及び健康診査費を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図った。	妊産婦の医療費の一部及び健康診査費の助成を継続して行った。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
不妊治療・不育症治療への助成	不妊治療や不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の助成を行います。	保険医療助成課	治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図った。	特定不妊治療費については、三重県特定不妊治療費助成事業の助成内容の変更に伴い、平成25年度までは年1回、通算5年5回までの助成回数であったが、平成26年度、平成27年度の移行期間を設けた上で、平成28年度からは、年間の回数制限を廃して、39歳以下は通算6回、40歳から42歳は通算3回に変更し、治療開始時の妻の年齢を43歳とする年齢制限を設けた。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
(2) 子どもを育む環境の整備						
児童手当制度の周知	児童手当制度について、一層の周知を図ります。	こども支援課	子どもを養育する家庭の生活の安定や次代の社会を担う児童の健全な成長に資するため、児童手当を支給しました。	市ホームページで児童手当制度の周知を図るとともに、母子手帳交付時や出生届時に児童手当制度概要チラシを配布し、申請漏れのないよう努めました。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
子どものための医療費助成	子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、子どもに対する医療費の助成を行います。	保険医療助成課	子どもの医療費助成により、経済的負担の軽減を図り、対象者の保健の向上及び福祉の増進を図った。	平成28年9月診療分から通院医療費の助成対象を小学生から中学生まで拡大。平成30年9月診療分から未就学児の子ども医療費の市内医療機関での窓口無料化を実施、令和元年9月診療分からは対象医療機関を県内に拡大。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
教育・保育にかかる経済的負担の軽減	多子世帯や、経済的負担の大きいひとり親(婚姻によらず親となった方を含む)世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯に対し、教育・保育施設の利用者負担額を軽減します。	子育て推進課、 学校教育課	各年度において、国からの「幼児教育の段階的無償化」に基づき、保育所や認定こども園、幼稚園の教育・保育施設の利用者負担額(保育料)について、多子世帯やひとり親家庭、在宅障がい児(者)のいる低所得世帯に対して軽減拡大を行った。	国からの「幼児教育の段階的無償化」に基づき、毎年、多子世帯やひとり親世帯等の利用者負担額の軽減を図った。特に平成28年度には年収360万円相当未満世帯のひとり親世帯等の第2子以降を、平成29年度には、市町村民税非課税世帯のその他世帯の第2子以降を無償とするなど、無償となる範囲が広がった。令和元年10月には3歳以上と市町村民税非課税世帯の0~2歳児に対して幼児教育・保育の無償化が開始となる。	5=達成した (100%超)	
父親の育児参加の促進	家族が協力して子育てを行えるよう父親の子育て講座等を開催し、父親同士、家族同士の交流を促進します。	こども支援課	男性が子育ての知識や体験を得る機会として、ベビーマッサージやふれあい遊びなどの子育ての講座等を、父親を対象として開催しました。	父親が育児に向かい合い、仲間づくりをするきっかけになった。繰り返し参加する人が多く、新しい参加者が増えるよう告知方法を工夫したい。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
(3) 働きながら子育てしやすい環境の整備						
就労状況に対応した保育環境の充実	保護者の就労状況等に応じて、保育所における延長保育、一時預かり、休日保育や病児保育を提供する体制の充実に取り組みます。	子育て推進課	保育所や認定こども園において、通常の保育時間を超えて保育を行う「延長保育事業」や、保護者の冠婚葬祭や疾病等の理由により、一時的に保育が困難となった子どもを預かる「一時預かり事業」を実施した。また、日曜日、祝日、休日に、保護者の就労等のため保育を必要とする子どもに対し、通常保育に替えて「休日保育」を実施した。病気中や病気回復期にある子どもの保育が家庭で困難な場合に看護師などが専用施設で保育する「病児・病後児保育」を行うとともに、市内2か所(北部・南部地域)に増設に向けて調整を図った。	【令和元年度時点】 延長保育事業(保育標準時間外)…私立保育所15園、公立保育所7園、私立こども園9園、公立こども園4園で実施 一時預かり事業…私立保育所6園、公立保育所7園、私立こども園3園、公立こども園4園で実施 公立保育所・こども園での一時預かり事業は余裕活用型のため、特に保育士不足の現在、一時預かりを受ける余裕がなく、ニーズに応えられていない現状がある。 休日保育…私立保育所1園で実施(定員6名程度) 保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応できるよう、ニーズに応じた受け入れ枠の拡大を検討していく必要がある。 病児保育…市内中心部と南部の2か所で実施(定員9名程度) 利用者の利便性向上の点からも、市内北部において、開設に向け調整を図ったが、実施に至らなかった。	3=やや下回った (61%~80%以下)	

基本目標3		子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れない子育て支援をします				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
	幼稚園や認定こども園における幼稚園型一時預かり事業において、保護者の必要に応じて対応できる仕組みを作ります。	学校教育課	幼稚園や認定こども園において、教育課程に係る教育時間終了後に行う教育活動としての預かり保育を行い、保護者が必要に応じて利用できるようにした。	幼稚園、こども園において、保護者ニーズに合わせて実施しており、そのニーズは増加傾向にある。市立幼稚園では一部、未実施であることや、実施園においても職員の確保や実施方法等についての課題があることから、今後、検討が必要である。令和元年10月からは、保育を必要とする認定を受けた保護者については、利用料が無償化の対象となった。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
事業所内保育の整備	子ども・子育て支援新制度において、新しく給付対象となった地域型保育事業のうち、従業員の福利厚生を補助する役割も担う事業所内保育事業の促進に取り組めます。	子育て推進課	事業所内保育事業所の運営に向けた支援等に取り組んだ。	平成27年度より、市内中心部に私立の事業所内保育事業所が1園開設された。地域枠の保育について利用希望が多く、平成28年度には地域枠の定員増を行った。従業員枠については一定数の利用はあったものの、地域枠の利用が多数を占めることや、3歳児以降の保育の継続利用希望が多くあったことから、平成31年度には事業所内保育事業を廃止し、0~5歳児までを保育する認可保育所となった。	3=やや下回った (61%~80%以下)	
(4) 子ども・子育てに対する相談・支援の体制の充実						
育児を楽しめる場の提供	乳幼児を養育している母親同士で、悩みやストレスを共有し「ホッと」できる場を提供できるよう取り組みます。	こども支援課	地域のつながりが希薄となり子育て中に孤立しがちな乳幼児の母親を対象に、ゆっくりお茶を飲みながら日ごろの思いを語り合えるひろばを開催しました。	母親同士で心をリフレッシュし、子育てに対する意欲を増進することができた。今後は小学生の母親を対象とした同様の広場を開催し、支援を続ける。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
気軽な相談窓口の充実	子どもや子育てについて、気軽に相談できる窓口体制の充実を図ります。	こども支援課	家庭児童相談、発達相談、虐待相談など、子どもに関する様々な相談に応じ、事業・サービスの案内や子育てに関する助言、家庭支援等を行いました。	家庭児童相談の第一義的な窓口として、日々寄せられる様々な相談に対し、助言や様々なサービスを案内する等、幅広い相談に柔軟に対応するよう努めました。また、必要に応じて児童相談所や保健センター、発達支援センター等の専門機関に繋げ、児童虐待防止に努めました。 相談内容も多様化していることから、様々な相談に対して幅広い助言等が出来るよう、引き続き職員の資質向上及び関連情報の収集に努め、相談体制の強化を図るとともに、保護者等がより気軽に相談できるよう相談事業の周知を続けていく。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
児童虐待防止のための相談体制の強化	児童虐待を防止するために、組織の資質向上及び関係機関の連携強化を図ることにより、相談体制の強化を図ります。	こども支援課	個々の職員の資質向上のため、専門知識・技術を習得する機会を継続的に確保し、より専門性を高めることに努めた。 また、児童虐待をはじめとする要保護児童等への対応については、児童相談所などの関係機関と連携し、適切なタイミングで適切な支援ができるように努めた。	個々の職員の資質を向上させるため、研修会への参加や定期的に課内ミーティングを実施し、事例の検討や専門知識の習得に努めることにより、組織全体としての資質向上に努めた。 また、児童虐待をはじめとする要保護児童への対応について、相談窓口として状況確認を行うとともに、支援方針について児童相談所と協議し、関係機関と連携して支援を行いました。 今後も引き続き、個々の職員の資質向上及び関係機関との連携を進めていく。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
外国につながる子どもの子育て相談支援	外国人住民の子育て相談について、関係部署との連携を緊密にし、適切な支援ができるよう努めます。	市民交流課	ポルトガル語、スペイン語、英語の通訳員による、外国人住民に対する窓口対応の取り組みを進めました。	外国人住民の数は年々増加してきていることから、外国人住民からの相談も年々増加してきています。また、相談内容についても多様化してきており、相談内容に応じ、各担当課へ通訳員が同行し、外国人住民への適切な情報提供が可能となるよう取り組みを進めました。今後も外国人住民の増加や出身国の多様化に関する状況を踏まえ、外国人住民への多言語による情報提供の機能の充実等に取り組んでいきます。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	

基本目標4		市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくりま				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
(1) 地域における子育て・子育て支援の充実						
地域子育て支援センターの充実	親子で集い、交流できる場として地域子育て支援センターの充実に取り組みます。	子育て推進課	就学前教育・保育を利用していない、主に0～2歳児の子どもとその親を対象とした子育ての相談や親子の遊び場や交流場所として、市内に保育所併設または単独施設の公私立子育て支援センターを設置し、運営又はその補助を行った。	遊び場、交流場所の提供のほか、保育士資格を有する職員を配置し、子育てに関する相談業務を随時行い、利用者の必要に応じて連携する関係機関への案内や接続を行った。また、子育て支援センター間で情報共有や運営に係る研修のために連携会議を定期的に開催したほか、他公立センターとの交流研修を行い、子育て支援に関する知識や技術の研鑽に努めた。	4=概ね達成した (81%～100%未満)	
地域での交流が広がる場の支援	各地域で親子交流事業や子育て相談事業などの子育て広場活動が活発化するよう支援します。	こども支援課	公の機関だけでなく民間団体などで特色のある子育て広場を開設し、親子が安心して遊べる場を提供しています。親子が気軽に遊びに行ける場所を紹介したパンフレット「おやかでおいかけ」を作成し、情報提供を行っています。	子育て支援センター19カ所、子育て広場18カ所について、パンフレットにより情報提供できた。	4=概ね達成した (81%～100%未満)	
	子どもの身近な遊び場として自治会が設置している「チビッコ広場」の運営を支援します。	こども支援課	自治会等の地域住民が、公園がなく遊び場に恵まれない地域でチビッコ広場を管理運営することに関し設置・維持補修のための補助金を交付した。	チビッコ広場を管理する自治会に補助金を交付し、子どもと地域住民の交流の場となった。	4=概ね達成した (81%～100%未満)	
	保育所、幼稚園、認定こども園において、園庭開放や未就園児の会、子育て相談、子育て支援講座等を実施し、地域の子育て家庭の支援や家庭教育力の向上に取り組みます。	子育て推進課、学校教育課	各幼稚園においては園の実情に合わせ、園庭開放や未就園児の会、子育て相談、家庭教育支援講座等を、保育所や認定こども園においては、施設利用者以外の地域の子育て家庭に向けた園庭開放や保育士による子育て相談を行った。また、保育所等に併設された子育て支援センターがある場合は、センター利用者と保育所等利用者との交流会等も実施した。	各幼稚園において継続して園庭開放や未就園児の会を実施し、それらの機会に参加者からの子育て相談などに対応し、家庭支援を行った。また、家庭教育支援講座等を実施することで、子育てや親子での関わり方などについての情報を提供することができた。保育所併設の子育て支援センターでは就園前に施設や保育の見学ができることや、利用する親子の様子からも、支援は充実してきていると感じる。一方、園庭開放については、利用者が少なく、保育園・こども園が普段から園庭開放をしている事を知らない方もいる。今後も情報提供に努めて、地域の園の利用促進につなげるとともに、子育て家庭への効果的な支援のあり方を工夫しながら実施を継続することが必要である。	3=やや下回った (61%～80%以下)	
外国につながる子どもの家庭と地域をつなげる支援	外国人住民の親子と地域の日本人住民がコミュニケーションを図れるよう、情報の多言語化や生活者のための日本語教育の充実に努めます。	市民交流課、人権教育課	ポルトガル語、スペイン語、英語の通訳員による、外国人住民に対する窓口対応や、外国人住民向けの広報誌「ニュースレター」での多言語情報提供の取組を進めた。また、外国人住民が日本語を学ぶ機会の創出のため、津市国際交流協会と協働し、ボランティアスタッフの運営による日本語教室を実施したほか、外国人住民のための生活相談や日本語の習得などの活動を地域住民が中心となって組織することを支援し、地域において、外国人住民と地域住民が積極的に相互理解を図れる場をつくった。	外国人住民数が年々増加していることから、外国人住民からの相談も増加し、その相談内容についても多様化が進んでいる。外国人住民からの相談内容に応じて、各担当課へ通訳員が同行し、外国人住民への適切な情報提供が可能となるよう取組を進めた。また、外国人住民が日本語を学ぶ機会を提供するため、国際交流協会と協働し市内4カ所でボランティアスタッフの運営による、日本語教室を実施したほか、地域の取組としては、高茶屋市民センターにおいて、年間35回の高茶屋日本語教室を実施し、のべ300人の外国につながる人が学習者として、また、のべ200人の地域住民や大学生等がスタッフとして参加している。 今後も、入管法の改正に伴う外国人住民の増加が予想されることや出身国の多様化などの状況を踏まえ、外国人住民への多言語による情報提供の機能の充実や、外国人住民が日本語を学ぶ機会の創出、日本語教室を中心とした外国人住民のネットワーク及びその支援のネットワークの組織化への取組が必要である。	4=概ね達成した (81%～100%未満)	
地域支援ネットワークの構築	子どもが安心して学び、生活するために地域連携の仕組みとして「地域支援ネットワーク」を構築し、子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図ります。	人権教育課	市内各地域で、住民が主体となって地域人権啓発イベント等を実施し、イベントに向けて、地域の様々な団体が、子どもを取り巻く課題を共有し、その解決につながる内容を企画し運営するとともに、各団体が主体的に取り組むことを通じて、地域で子どもを支援するネットワークをつくり、人権が尊重されるまちづくりを推進した。	地域住民や児童、生徒などによる自主的な人権啓発として地域での人権フェスティバルを企画し、実施することを通して人権問題への理解を深め合うことができた。また、人権フェスティバルに地域住民が参加することにより、子どもが学習している人権学習の内容を知り、大人として主体的に人権を大切にしていかなければならないことに気付く機会ともなっている。なお、現在、地域人権フェスティバル開催地域は14中学校区となった。(橋北、橋南、南郊、西郊、豊里、朝陽、芸濃、美里、東観、久居西、香海、一志、白山、美杉) 今後は、すべての中学校区で人権フェスティバルが実施され、それが持続可能な取組にしていくための支援を行う必要がある。	4=概ね達成した (81%～100%未満)	

基本目標4		市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
家庭教育支援の取組	「家庭教育支援」のためのコーディネーター養成を実施し、「地域で子育て」の取組を支援します。	生涯学習課	H27年度は就学前の子どもを対象とした子育てや家庭教育を支援する人材を養成することを目的にNPO法人や、高田短期大学と連携し家庭教育支援コーディネーター養成講座を開催しました。また、H28年度からは家庭教育支援セミナーとして、就学前の子どもを持つ保護者を中心に地域の方を対象とした未就学児期についての講座や、小中学生の保護者を対象とした思春期についての講座を開催しました。H29年度からは母子の絆を深めるとともに仲間づくりを目的としたママと赤ちゃんのふれあい教室も開催しました。	H27年度は家庭教育支援コーディネーター養成講座を行いました。基礎講座(全5回)33人、実践講座(全5回)21人 H28年度からは保護者を中心とした家庭教育支援セミナー未就学児期(全10回)を開催しました。参加者数はH28年度18人、H29年度16人、H30年度18人、R1年度13人 ボランティア活動希望者の情報を関係部局へ提供しました。 小中学生の保護者等を対象とした思春期の講座についてはH29年度からは津市PTA連合会と共催し開催しました。参加者数はH28年度(年2回)32人、H29年度(年1回)80人、H30年度(年3回)464人 ママと赤ちゃんのふれあい教室はH29・H30年度に年2講座各回7組参加いただきました。 若い世代のニーズに応じた様々な家庭教育に関する講座を開催することで多くの方に参加いただけました。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
放課後児童クラブと地域、学校との連携	地域と学校、放課後児童クラブが連携をして放課後児童健全育成事業に取り組んでいきます	生涯学習課	各放課後児童クラブは、学校、保育所、幼稚園、関係機関と連携し、学校との情報交換や地域組織等との情報交換、相互交流等に積極的に取り組みました。	学校との連携を実施したクラブ数 H30 59クラブ、H29 55クラブ、H28 54クラブ、H27 49クラブ 地域、関係機関との連携を実施したクラブ数 H30 52クラブ、H29 42クラブ、H28 42クラブ、H27 49クラブ 学校や地域との連携により、放課後児童健全育成事業の推進に努めます。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
子育て不安についての相談窓口の開設	青少年の非行、学校等でのいじめ等に関する親や学校の持つ、子育ての不安についての相談窓口を開設して、個々のケースに対して防止や更生、改善に協力して取り組みます。	生涯学習課	電話相談(24時間体制)、面接相談及びメール相談を実施しました。また、中央青少年育成指導員委嘱式及び地区青少年指導員委嘱式等を通して、啓発リーフレットの配付を行いました。	相談件数 H30 38件(面接相談3件、電話相談30件、メール相談5件) H29 46件(面接相談6件、電話相談36件、メール相談4件) H28 16件(面接相談3件、電話相談11件、メール相談2件) H27 43件(面接相談5件、電話相談35件、メール相談3件) お困りの子ども・保護者への更なる周知に努めます。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
(2) 子育て・子育てを支える社会の仕組みづくり						
青少年健全育成活動の支援	津市青少年育成市民会議による、青少年の健全育成活動を支援します。	生涯学習課	津市青少年育成市民会議、市内青少年育成団体の活動及び事業への補助を行いました。青少年の健全育成に関しては津市教育振興ビジョンに基づき、青少年の非行防止や安全の確保に取り組みました。	津市青少年育成市民会議の活動 ・該当啓発活動(毎年2回、7月津駅周辺、11月久居駅周辺) ・非行防止・地域安全ポスター展(中学生が対象) H30 140作品、H29 129作品、H28 124作品、H27 125作品 ・研修会(育成者が対象) H30 114人、H29 127人、H28 141人、H27 95人 ・リーダーズセミナー(1泊2日、中学生が対象) H30 28人、H29 22人、H28 36人、H27 36人	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
	青少年の健全育成を目的とした、相談、指導活動を実施します。	生涯学習課	電話相談(24時間体制)、面接相談及びメール相談を実施しました。また、中央青少年育成指導員委嘱式及び地区青少年指導員委嘱式等を通して、啓発リーフレットの配付を行いました。	相談件数 H30 38件(面接相談3件、電話相談30件、メール相談5件) H29 46件(面接相談6件、電話相談36件、メール相談4件) H28 16件(面接相談3件、電話相談11件、メール相談2件) H27 43件(面接相談5件、電話相談35件、メール相談3件) お困りの子ども・保護者への更なる周知に努めます。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	

基本目標4		市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくりま			
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	性別にかかわらず、仕事と生活を両立できる働きやすい環境づくりを進めるために、育児休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進する意識の啓発や情報提供を行います。	男女共同参画室、商業振興労政課	ワーク・ライフ・バランス等の啓発について、市民に対しては、男女共同参画情報紙や男女共同参画フォーラム、三重県内男女共同参画連携映画祭などを通じ啓発を行ったほか、市職員に向けても、研修会により啓発を行った。 また、事業所に対しては、訪問にて資料提供、面談等により啓発と普及を行った。	市民に対しては、年2回発行する男女共同参画情報紙「つばさ」や男女共同参画フォーラム、三重県内男女共同参画連携映画祭などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの重要性や女性活躍の推進などの啓発を行いました。市職員向けの研修会においては、平成27年度・平成28年度・令和元年度開催分で「ワーク・ライフ・バランス」を取り上げ啓発を行いました。 また、事業所に対しては、アンケートにより事業所の状況を伺った後、人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問を行った。訪問にて資料提供、面談等を行い、その中で、職場における人権を守る取組の推進、障がい者雇用や市の制度周知などの周知と合わせ、ワーク・ライフ・バランスに係る意識の向上を目的として、市内企業の人事担当者に対し仕事と生活との調和、長時間労働の防止に係る啓発や意見交換を行った。	4=概ね達成した (81%~100%未満)
いじめ問題防止対策の推進	学校、教育委員会だけでなく、関係機関、団体等が広く連携し、いじめの防止等の対策のためのネットワークを構築します。	教育研究支援課、こども支援課	「津市いじめ問題対策連絡協議会」及び「津市いじめ対策会議」を開催した。また、津市いじめ対策会議が実施する調査の結果について、再調査を行ういじめ調査委員会を設置した。	「津市いじめ問題対策連絡協議会」については、学校教育関係者のほか、児童相談所、警察、PTA等の外部団体の方も計18名を委員に委嘱しました。また、「津市いじめ対策会議」については、弁護士、大学教授、医師等計7名の方を委員に委嘱し、津市のいじめ問題対策について協議した。 「いじめ調査委員会」については、平成28年、平成30年に委員改選に伴う会議と研修会を開催し、万が一重大事件が発生した場合に備えることができた。 今後も、いじめについてさまざまな方面からの意見をいただきながら、早期発見・早期解決及び未然防止に取り組んでいく。	5=達成した (100%超)
(3) 子どもを安全に安心して育てられるまちづくり					
公園整備の充実	親子が憩い、交流できる場として、安心・安全な公園整備の充実に取り組みます。	建設整備課	市域全ての住民を対象とする総合公園である中勢グリーンパークについては、子どもを対象とした遊具などの充実を図り、子育て中の方が利用しやすい公園として継続的に整備を行います。 また、公園整備にあたっては、「三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進条例」及び「高齢者、障がい者の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、施設の新設や更新を実施します。	国の交付金を財源とした中勢グリーンパークの整備については、要望に対する交付金配分額の減少に伴い、計画範囲の公園整備を実施すること出来なかったが、斜面の地形を利用した児童用遊具の新設など約0.1ヘクタールの区域を供用し、公園施設の充実を図った。 また、中勢グリーンパークや既存公園だけでなく、開発行為による新設公園において、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例などの規定を遵守した公園施設の新設や更新を行い、誰もが利用出来るような整備に取り組んでいる。 今後も、公園の魅力向上とともに利用者の利便性が向上する公園の整備を継続して実施する。	3=やや下回った (61%~80%以下)

基本目標4		市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります			
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度
ユニバーサルデザインのまちづくり	子どもや妊婦、子育て家庭を含む全ての人に優しい安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	建築指導課、政策課	「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、不特定多数が利用する建築物等について事前協議、認定申請等の手続きを活用し、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備及びバリアフリー化の推進を図った。 また、市職員及び住民に対して、ユニバーサルデザインに関する啓発活動や講座を通じて意識の高揚を図ります。	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく取り組みの結果、公共建築物の新築については、全て整備基準に適合させることができた。また、昨年度は増築についても適合率60%であり、近年と比較すると適合率は上がってきているものの、適合に至らなかった物件もあるため、事前協議段階から十分な説明を行うことによって適合率を上げていく必要があると考える。民間建築物については、適合率は30～40%前後を推移し、適合率を上げることができなかった。また、不特定多数の利用頻度が多いコンビニエンスストアの適合率が徐々に上がってきているものの、近年は横ばいであることから、事前協議時に設計者を通して施主のユニバーサルデザインについての意識向上を図るよう粘り強く説明することが必要であると考え。  ○ユニバーサルデザイン養成講座の実施 ユニバーサルデザインについて概念を学び、車いす体験などの体験を行う講座をボランティア団体と連携して実施しており、5年間で延べ8,792人、199件の実績となった。 平成27年度…3,355人(65件(学校53回、団体等12回))、平成28年度…2,495人(59件(学校50回、団体等9回))、平成29年度…1,134人(31件(学校25回、団体等6回))、平成30年度…1,594人(38件(学校34回、団体等4回))、令和元年度…214人(6件(学校6回)) ○ユニバーサルデザイン発表会の開催 養成講座で学んだ内容を子どもたちが発表する啓発イベントを実施しており、4年間で延べ学校関係者193人、一般来場者269人が参加している。※令和元年度も開催予定 ○市職員研修 新規採用職員研修及び採用後二年目職員研修において研修を実施し、ユニバーサルデザインについての理解を深め、業務に活かしている。 平成27年度…新規145人、二年目100人 平成28年度…新規90人、二年目112人 平成29年度…新規126人、二年目64人 平成30年度…新規104人、二年目85人 令和元年度…新規105人	4=概ね達成した (81%～100%未満)
危険箇所の啓発	青少年向けに「危険箇所」を調査し、その啓発に努めます。	生涯学習課	各小学校で点検・調査をし、必要な個所に危険表示立札を設置する活動支援を行いました。また、各小学校で、危険箇所には「近よらない、遊ばない。」など児童への指導・啓発に努めました。	設置数 H30 779箇所、H29 800箇所、H28 795箇所、H27 736箇所 今後も引き続き、危険箇所の把握に努めます。	4=概ね達成した (81%～100%未満)
子どもの安全確保	津市青少年育成市民会議による「SOSの旗」活動を支援し、学校、行政、警察と連携して子どもの安全を確保する取組をします。	生涯学習課	津市青少年育成市民会議、各地区青少年育成組織及び小学校と連携し、「SOSの家」の旗事業を推進し、「SOSの家」協力者を拡充することにより、地域における啓発と犯罪の抑制に努めました。また、「SOSの家」の協力者に対応マニュアルを配布し、設置協力者への活動支援を行いました。	設置数 H30 3,647箇所、H29 3,622箇所、H28 3,701箇所、 H27 3,609箇所 協力者を拡充するよう努めます。	4=概ね達成した (81%～100%未満)
子どもの居場所づくりへの支援	放課後児童クラブの運営支援、子ども会育成者活動への支援を通じて、地域での子どもの安全や子育てへの安心づくりに取り組みます。	生涯学習課	津市の放課後児童クラブに対しては、運営費補助金の交付による支援のほか、施設の整備、また、支援員等の資質向上のための研修や支援員確保などの支援を行いました。	施設整備数 H30 3施設、H29 1施設、H28 1施設、H27 1施設 利用児童数の増加に伴い、施設の狭あい化が進み、児童一人当たりの専用区画面積が基準を大幅に下回っている施設があるため、放課後児童クラブに係る整備指針に基づき計画的に整備を進めてまいります。  支援員等行政研修 H30 11回、H29 7回、H28 13回、H27 5回  支援員確保の支援として、教育現場の市臨時職員が、平成30年度から夏休みに限り、津市の放課後児童クラブで働けるようにしました。 H30 24クラブで従事者数は38人	4=概ね達成した (81%～100%未満)

基本目標4		市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります				
取組事業	内容	事業主体	取組概要	評価 (取組に対する5年間の実績・課題)	達成度	
登下校時の安全確保	防犯教育を充実するとともに、保護者や地域との連携を強化し、学校安全ボランティア組織等の充実を図ります。「あんしんねっと津」による、子どもの安全に関する情報発信を行います。	教育研究支援課	各校で防犯教育及び児童生徒の登下校時の見守り活動等を行っている。また、「あんしんねっと津」により、不審者情報についての情報配信を行っている。	各校で発達段階に応じた防犯教育を行うとともに、地域やPTA、警察等と協力し、各校の実態に応じて児童生徒の登下校時の見守り活動等を行った。あんしんねっと津については、令和元年7月時点で5555名が登録しており、不審者情報があった際に、被害児童生徒の保護者に確認の上、情報配信を行っている。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
小児救急医療体制の充実	休日応急・夜間こども応急クリニックにおいて、休日・夜間の急病に安心して受診できるように取り組みます。	地域医療推進室	こども応急クリニック・休日デンタルクリニック（平成29年度名称変更）において、休日・夜間等の医療機関の診療時間外における子どもの急病に対応するため、小児科専門医による応急診療を行う。	休日・夜間等にこども応急クリニック・休日デンタルクリニックを開設し、小児科専門医による応急診療が実施できた。また、小児救急医療拠点病院である三重病院の敷地内にあることから、重症の場合には三重病院に転送するなど連携を図ることができた。	5=達成した (100%超)	
	受診可能な医療機関に関する情報提供システムや、急な病気、身体の健康などの電話相談事業の利用促進に取り組みます。	地域医療推進室	応急処置方法の案内や医療相談・健康相談を行う津市救急・健康相談ダイヤル24事業、受診可能な医療機関を案内する三重県救急医療情報センター及びみえ子ども医療ダイヤルの啓発を行う。	津市救急・健康相談ダイヤル24、三重県救急医療情報センター及びみえ子ども医療ダイヤルの啓発を広報津やホームページ等において、機会を捉えて実施したことにより、市民に対し、広く周知することができた。	5=達成した (100%超)	
<b>(4) 児童虐待防止・社会的養護体制の充実</b>						
関係機関との連携による保護体制の充実	関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応と家庭への支援、配偶者等からの暴力による被害者の保護を図ります。	こども支援課	行政、学校、警察、民生委員、児童養護施設、NPO等で構成する津市児童虐待防止等ネットワークにおいて、要支援家庭に関する情報の交換や支援内容の協議を行いました。	代表者会議を開催し、津市の現状に係る情報共有を行うとともに、外部より講師を招き、虐待対応に係る研修会を実施し、対応について学んだ。 また、平成30年度より児童虐待の防止、早期発見及び連携強化を図るため、三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部及び三重県の4者が「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定書」を締結したことに伴い、実務者会議に中勢児童相談所と共に津警察署及び津南警察署に参加していただき、情報共有と連携の強化に努めた。 更に、個別ケース検討会議を年間を通して随時開催し、児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援内容等を検討協議した。 今後もより適切な支援を行うことができるよう、体制の整備に努める。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	
地域の拠点づくり	児童養護施設等の小規模化、高機能化を促進し、社会的養護における地域の拠点づくりを進めます。	こども支援課	市内の民間児童養護施設について、市補助金「民間社会福祉施設整備費等補助金」の交付等により、小規模・ユニット化に向けた施設整備の支援を行った。	津市が設置していた「津市たるみ児童福祉会館」は設立以来、一貫して津市社会福祉事業団によって運営されていたが、小規模・ユニット化に向けて同事業団が建設する新施設への機能移転に伴い、完全民営化を実施した。 また、市内の民間児童養護施設の小規模・ユニット化に向けた全面改築1件及び新築1件の施設整備に対して市補助金の交付を行った。 今後も引き続き、小規模・ユニット化に向けた施設整備の支援を継続していく。	4=概ね達成した (81%~100%未満)	